

ID: 1102

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	認定建築主等に対する改善命令		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第21条		
法令番号	平成18年法律第91号		
【根拠条文】 （認定建築主等に対する改善命令） 第21条 所管行政庁は、認定建築主等が第17条第3項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日